



ットタクシー事業者（一般貨物自動車運送事業の許可を受けている又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている事業者）を使用する場合については、旅行業法第二条第一項第三号及び第四号における「運送等サービス」に該当せず、同項第一号、第二号及び第五号から第九号までに定める行為にも該当しないため、旅行業に該当せず、旅行業法第三条に定める登録を受けることを要しないと考えるてよい。

利用者とペットを乗車させるペットタクシー事業者（一般乗用旅客自動車運送業の許可を受けている事業者）を使用する場合について、パターンAは、施設のホームページ上にペットタクシー事業者のホームページ（申込み用ウェブサイト）へのリンクを掲載したうえで、施設内において、パンフレットを設置・配架し、利用者が自由に閲覧し又は持ち帰ることができるようにすることにとどまり、ペットタクシー事業者と利用者との運送契約の締結について尽力する行為ではないと考えられ、契約の代理、媒介、又は取次ぎのいずれにも該当しないことから、旅行業法第二条第一項第三号及び第四号に該当せず、同項第一号、第二号及び第五号から第九号までに定める行為にも該当しないため、旅行業に該当せず、旅行業法第三条に定める登録を受けることを要しないと考えるてよい。このことは、照会者がペットタクシー事業者から受け取る広告掲載料が、利用者による申込件数ベース、成約件数ベース、走行距離ベース、又はペットタクシー事業者が利用者から受領した運賃ベースのいずれかによるアフィリエイト型成功報酬であったとしても異なるものではない。

パターンBは、施設のホームページ上にペットタクシー事業者のホームページ（申込み用ウェブサイト）へのリンクを掲載したうえで、個々の利用者に対して、パンフレットの手交を行うことにとどまり、ペットタクシー事業者と利用者との運送契約の締結について尽力する行為ではないと考えられ、契約の代理、媒介、又は取次ぎのいずれにも該当しないことから、旅行業法第二条第一項第三号及び第四号に該当せず、同項第一号、第二号及び第五号から第九号までに定める行為にも該当しないため、旅行業法第三条に定める登録を受けることを要しないと考えるてよい。このことは、照会者がペットタクシー事業者から受け取る広告掲載料が、利用者による申込件数ベース、成約件数ベース、走行距離ベース、又はペットタクシー事業者が利用者から受領した運賃ベースのいずれかによるアフィリエイト型成功報酬であったとしても異なるものではない。

パターンCは、個々の利用者の問い合わせに応じて、特定のペットタクシー事業者に関する情報を提供することを想定しており、ペットタクシー事業者と利用者との運送契約の締結について尽力する行為であると考えられることから、契約の媒介に該当し、旅行業法第二条第一項第三号及び第四号に該当する

と考えられる。また、アフィリエイト型成功報酬として、ペットタクシー事業者から広告掲載料を受領することとなっていることから、旅行契約の媒介に対する報酬を得ているものと考えられる。以上より、旅行業に該当すると考えられ、旅行業法第三条に定める登録を受ける必要があると考える。

以上